褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

久保田政子　稲葉　昭子　山村　昌生
佐藤　吉重　河内　成幸　柿沼　賢
花田　和治　茜ケ久保徹郎　藤本　陽三
植松　奎二　若井　綾子　野畠耕之介
井口とし子　久保田繁雄　畑　登
西澤喜兵衛　高井　勝利　樋口　利一
小玉　義則

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章を贈与された者は、次のとおりである。

大韓民国人　張　飯熙

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長谷川美智子　小柴　士朗　田中　英二
佐々木良三　立入　聖子　増田　静生
角　喜久恵

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を贈与された者は、次のとおりである。

大韓民国人　沈　基洙

褒章条例第二条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

山崎　泰博　古賀常次郎　松本　武
荒井　孝　吹田　文明　爲近　美榮
太田七右衛門　松井　利夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。

中華人民共和国人　王　厚龍

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

村山　元

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　彬　中島　千波　細野　六郎
辻本　泰子　上村　淳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年三月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ＣＡＣ
苫小牧信用金庫
キャノン株式会社
旭化成不動産レジデンス株式会社
太陽電業株式会社
リバー産業株式会社
宮本地所株式会社
東京都民共済生活協同組合
宗教法人真如苑

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十六年三月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故堀友子遺族　堀　重之
故宮本隆司遺族　宮本　武子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二日午前九時五十八分御出門、昭憲皇太后百年祭に当たり、明治神宮（渋谷区）へ行幸啓、午後二時九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

平成26年４月７日　総務大臣　新藤　義孝

1　訓練の実施期日及び時間　平成26年７月１日（火）から同月３日（木）までの３日間、午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795 東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成26年４月17日（木）から同年５月16日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成26年５月16日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９　カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

5　その他

(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。